

2026年（令和8年）度 水質検査計画



外壁塗装を改修した池島配水場

東大阪市上下水道局

目次

1 概要

・・・2 ページ

【 1 】 水質検査計画の目的

【 2 】 水質検査計画の基本方針

2 東大阪市の水道事業

・・・3 ページ

【 1 】 東大阪市の水道水

【 2 】 給水状況と水道施設

【 3 】 自動水質監視装置（水質モニター）

3 水質検査の計画

・・・7 ページ

【 1 】 定期水質検査の実施

【 2 】 毎日検査

【 3 】 水質基準等による水質検査

4 その他

・・・19 ページ

【 1 】 臨時の水質検査

【 2 】 水質検査の精度と信頼性の保証

【 3 】 水道水の水質対策と水質管理上の問題

【 4 】 関係機関との連携

1 概要

【 1 】水質検査計画の目的

水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条に基づき、「水質検査計画」を年度ごとに策定し、この計画に基づく水質検査を実施します。計画に基づき実施した水質検査を通して、東大阪市内に送られる水道水が水道法第 4 条の水質基準などを満たし、安心して飲める水道水であることを確認しています。

【 2 】水質検査計画の基本方針

水道事業では、水道水の水質管理をする重要性が増し、効率的で合理的な管理が求められます。この水質管理の 1 つの方法が水質検査です。水質検査が計画的であり、透明性を持つように、水質検査計画を新年度開始前に策定し、検査する地点（どこで）、項目（何を）、頻度（どれくらい）、方法（どのように）などを明記します。検査計画は市ウェブサイトで公表します（図 1）。

水質試験により水道法第 4 条の水質基準などに基づく評価を加えた水質検査結果を定期的に公表します。また、1 年間の水質検査結果などをまとめた水質試験年報も市ウェブサイトで公表します。

▶市ウェブサイトURL：[https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/12-13-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/12-13-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

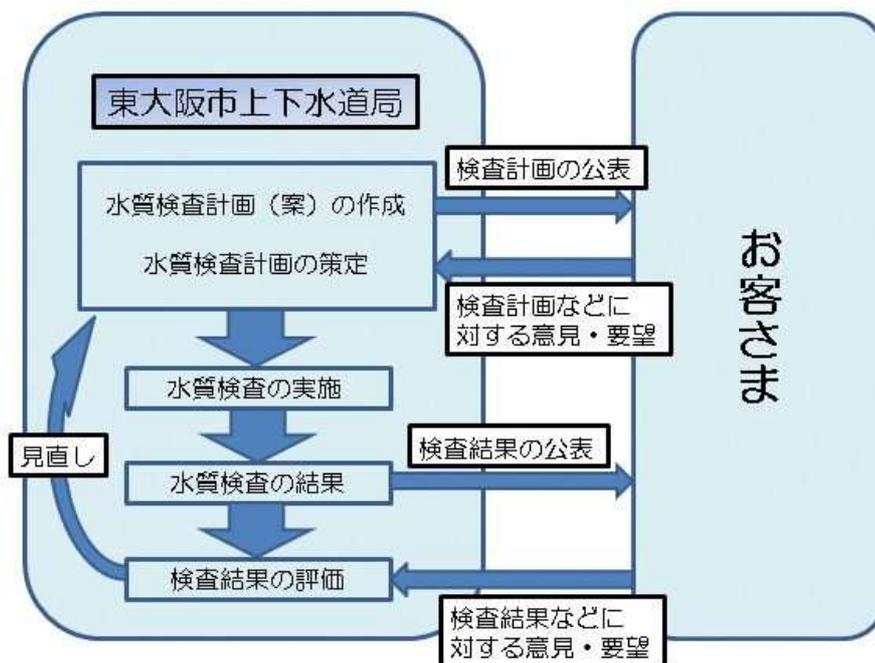


図 1 水質検査計画策定の概念図

2 東大阪市の水道事業

【1】東大阪市の水道水

東大阪市に水道水源となる河川がないため、東大阪市内へ送られる水道水の総配水量の約 99%は淀川原水を高度浄水処理した水道水（大阪広域水道企業団（以下、企業団）の村野浄水場系統及び庭窪浄水場系統、大阪市の異配水場系統）です。残り約 1%は生駒山のトンネル湧水（近鉄けいはんな線）を浄水処理した水道水（自己水）です。

市内には、1つの浄水場（石切低区浄水場）、5つの配水機場（水走配水場・上小阪配水場・菱屋西配水場・池島配水場・日下中区配水池）があります。石切低区浄水場では、原水である湧水を処理し、水量安定のために企業団水と混合した水道水を市東部の一部地域に配水しています（図2）。

水走配水場・池島配水場では、企業団の村野浄水場からの水道水を受水し、上小阪配水場・菱屋西配水場では企業団の庭窪浄水場からの水道水を受水し、市内に配水しています。大阪市の異配水場（大阪市の庭窪浄水場系統）から受水した水道水は、市西部の一部地域に配水しています（図3）。

なお、東大阪市東部の生駒山系に広がる山間地域に配水池を設け、水走配水場・池島配水場などから標高の高い地域への配水も行っています。

また、市内に送られる水道の水圧及び水質を 24 時間監視するための自動水質監視装置（水質モニター）を令和 7 年度末現在 13 台設置しています。

【2】給水状況と水道施設

●給水状況（2024 年度）

給水区域	東大阪市内 但し、標高 150m（一部で 230m）を超える区域を除く
給水人口	477, 214 人
普及率	99.9 %
給水戸数	271, 208 戸
日最大配水量	158, 070 m ³ / 2024 年 7 月 3 日
日最小配水量	129, 250 m ³ / 2025 年 1 月 1 日
日平均配水量	147, 538 m ³

●浄水場

施設名	石切低区浄水場 
所在地	東石切町 2 丁目
原水	近鉄けいはんな線トンネル湧水
浄水処理能力	1,180 m ³ /日
配水池容量	3,000 m ³

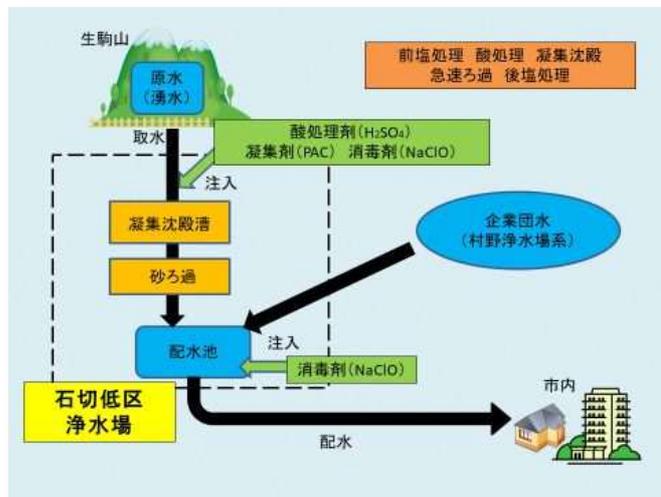


図2 石切低区浄水場フロー図

●配水場・受水点等

施設名	水走配水場 	上小阪配水場 
所在地	水走 1 丁目	新上小阪
受水	大阪広域水道企業団水 (村野浄水場系統)	大阪広域水道企業団水 (庭窪浄水場系統)
配水池容量	58,400 m ³	16,330 m ³
施設名	菱屋西配水場 	池島配水場 
所在地	菱屋西 4 丁目	池島町 8 丁目
受水	大阪広域水道企業団水 (庭窪浄水場系統)	大阪広域水道企業団水 (村野浄水場系統)
配水池容量	9,800 m ³	10,000 m ³
施設名	大阪市異配水場 	日下中区配水池 
所在地	大阪市生野区異東	日下町 1 丁目
受水	大阪市水 (大阪市庭窪浄水場系統)	大阪広域水道企業団水 (村野浄水場系統)
配水池容量	100,900 m ³ ※	4,000 m ³

※大阪市水道局「大阪市水道事業概要」より

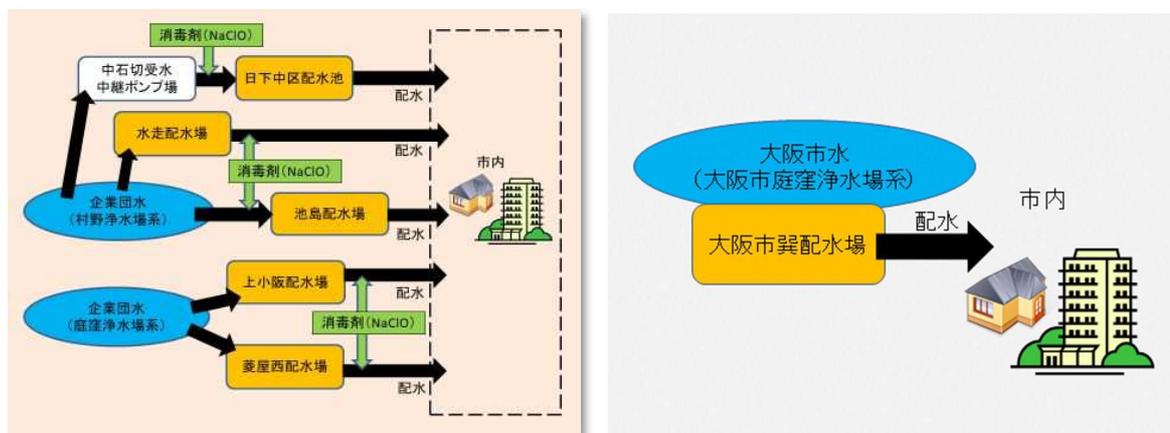


図3 大阪広域水道企業団水系統・大阪市水系統フロー図

●山間地域配水池

施設名	善根寺高区配水池 	上石切特別高区 A 配水池 	上石切特別高区 B 配水池 
所在地	善根寺町 6 丁目	上石切町 2 丁目	上石切町 2 丁目
配水池容量	20 m ³	35 m ³	45 m ³
施設名	上石切特別高区 C E 配水池 	五条低区配水池 	五条中区配水池 
所在地	上石切町 2 丁目	五条町	五条町
配水池容量	200 m ³	3,000 m ³	2,650 m ³
施設名	上四条高区配水池 	六万寺配水池 	石切特別高区第 1 配水池 
所在地	上四条町	六万寺町	上石切町 2 丁目
配水池容量	1,500 m ³	850 m ³	60 m ³
施設名	石切特別高区第 2 配水池 	山手町特別高区 A 配水池 	山手町特別高区 B C 配水池 
所在地	上石切町 2 丁目	山手町	山手町
配水池容量	25 m ³	24 m ³	95 m ³
施設名	石切高区配水池 		
所在地	上石切町 2 丁目		
配水池容量	1,000 m ³		

【 3 】 自動水質監視装置（水質モニター）

●自動水質監視装置一覧

系統	設置場所 / 所在地	測定項目				
		色度	濁度	遊離残留塩素	pH 値	電気伝導率
石切低区浄水場	石切小学校 / 中石切町 1 丁目	●	●	●	●	●
水走配水場	成和小学校 / 南鴻池町 1 丁目	●	●	●		
	森河内小学校 / 森河内東 1 丁目	●	●	●		
	孔舎衛小学校 / 日下町 6 丁目			●		
	枚岡東小学校 / 立花町	●	●	●		
	くすは縄手南校-六万寺校舎(中区) / 六万寺町 2 丁目	●	●	●		
上小阪配水場	長瀬東小学校 / 大蓮東 2 丁目	●	●	●		
	長堂小学校 / 長堂 1 丁目	●	●	●		
菱屋西配水場	(設置なし)					
池島配水場	国道 170 号沿線 / 下六万寺町 1 丁目	●	●	●	●	●
	玉美小学校 / 瓜生堂 1 丁目	●	●	●		
	くすは縄手南校-六万寺校舎(低区) / 六万寺町 2 丁目	●	●	●		
巽配水場	柏田小学校 / 柏田西 3 丁目	●	●	●		
日下中区配水池	石切低区浄水場 / 東石切町 2 丁目	●	●	●	●	●

3 水質検査の計画

【 1 】 定期水質検査の実施

水道法第 20 条に基づき、水道事業者は配水区域内の末端給水栓（浄水場、配水場から送られる水道水 が送水管及び給水管を通り行き着く先にある蛇口）の水道水について、水質検査が義務付けられています。水道法施行規則第 15 条により 1 日 1 回行う水質検査（毎日検査）のほかに、水道法第 4 条及び厚生労働省令で定められる水質試験による水質検査（水質基準等による水質検査）があります。

なお、上記の水質検査を行うにあたり、水道事業者は水道法施行規則第 15 条に基づき、検査する地点・項目・頻度・方法を定める必要があり、当市もその規則に従い決定した計画的な水質検査を行います。

【 2 】 毎日検査

水道法施行規則第 15 条第一号イに記載される「一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」に基づき 1 日 1 回実施し、浄水場及び配水機場の配水系統ごとに検査判定をします。

この検査は目視による確認（外観検査）が基本ですが、色及び濁りは測定機器を使用して色度・濁度、消毒の効果は遊離残留塩素濃度を測定し、測定結果に基づく判定を行います。

検査地点は毎日検査に対応している水質モニター（色度、濁度、遊離残留塩素を測定できるもの）又は末端給水栓を設定し、毎日検査の代表地点を各配水系統で 1 つ選定します。配水系統において毎日検査に対応している水質モニターがある場合はその 1 つの水質モニターを検査代表地点とし、対応する水質モニターがない配水系統は末端給水栓を検査代表地点とします。

装置点検等による欠測で代表地点で検査判定ができない場合、残りの対応する水質モニター又は末端給水栓で毎日検査を行います。

●各配水系統の毎日検査地点一覧

配水系統	検査地点 / 所在地（○：代表地点）
石切低区浄水場	○石切小学校（水質モニター） / 中石切町 1 丁目
	中石切第 3 公園（末端給水栓） / 中石切町 2 丁目
水走配水場	○成和小学校（水質モニター） / 南鴻池町 1 丁目
	森河内小学校（水質モニター） / 森河内東 1 丁目
	枚岡東小学校（水質モニター） / 立花町
	新喜多公園（末端給水栓） / 森河内西 2 丁目
	くすは縄手南校-六万寺校舎(中区)（水質モニター） / 六万寺町 2 丁目
上小阪配水場	○長瀬東小学校（水質モニター） / 大蓮東 2 丁目
	長堂小学校（水質モニター） / 長堂 1 丁目
	金岡南公園（末端給水栓） / 金岡 3 丁目
菱屋西配水場	○三ノ瀬公園（末端給水栓） / 三ノ瀬 1 丁目
池島配水場	○国道 170 号沿線（水質モニター） / 下六万寺町 1 丁目
	玉美小学校（水質モニター） / 瓜生堂 1 丁目
	くすは縄手南校-六万寺校舎(低区)（水質モニター） / 六万寺町 2 丁目
	若江東第 6 公園（末端給水栓） / 若江東町 4 丁目
巽配水場	○柏田小学校（水質モニター） / 柏田西 3 丁目
	岸田堂北公園（末端給水栓） / 岸田堂西 2 丁目
日下中区配水池	○石切低区浄水場（水質モニター） / 東石切町 2 丁目

【 3 】水質基準等による水質検査

水道法施行規則第 15 条第 1 号ロに記載の「水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についての検査」に基づき、水質基準等による水質検査を行います。検査結果により水質基準に適合しているかの判定を出します。

◎検査の地点（図 4）

浄・配水施設の配水系統ごとに末端給水栓 1 地点を検査地点として設定します。また、水道水の品質管理の信頼性を保つため、系統ごとに送り出しの水（浄水）（浄水場出口 1 地点、配水場等出口 5 地点、受水点 1 地点の合計 7 地点、下表参照）についても東大阪市独自の検査地点とします。

さらに、市東部にある石切低区浄水場の水源と浄水処理状況を監視するため、原水（湧水）と原水を砂ろ過処理等した水（ろ過水）についても、検査対象とします。

また、水道法施行規則第 17 条の 2 に基づき、山間地域にある配水池（全 13 箇所）の水質検査を行います。

●水質基準等に係る水質検査地点（浄・配水施設、末端給水栓）

浄・配水施設	原水	ろ過水	浄水	末端給水栓水 / 所在地
石切低区浄水場	●湧水	●ろ過水	●浄水場出口	●中石切第 3 公園 / 中石切町 2 丁目
水走配水場	(企業団水)	-----	●配水場出口	●新喜多公園 / 森河内西 2 丁目
上小阪配水場	(企業団水)	-----	●配水場出口	●金岡南公園 / 金岡 3 丁目
菱屋西配水場	(企業団水)	-----	●配水場出口	●三ノ瀬公園 / 三ノ瀬 1 丁目
池島配水場	(企業団水)	-----	●配水場出口	●若江東第 6 公園 / 若江東町 4 丁目
巽配水場	(大阪市水)	-----	●配水場受水点	●岸田堂北公園 / 岸田堂西 2 丁目
日下中区配水池	(企業団水)	-----	●配水池出口	●石切低区浄水場内 / 東石切町 2 丁目

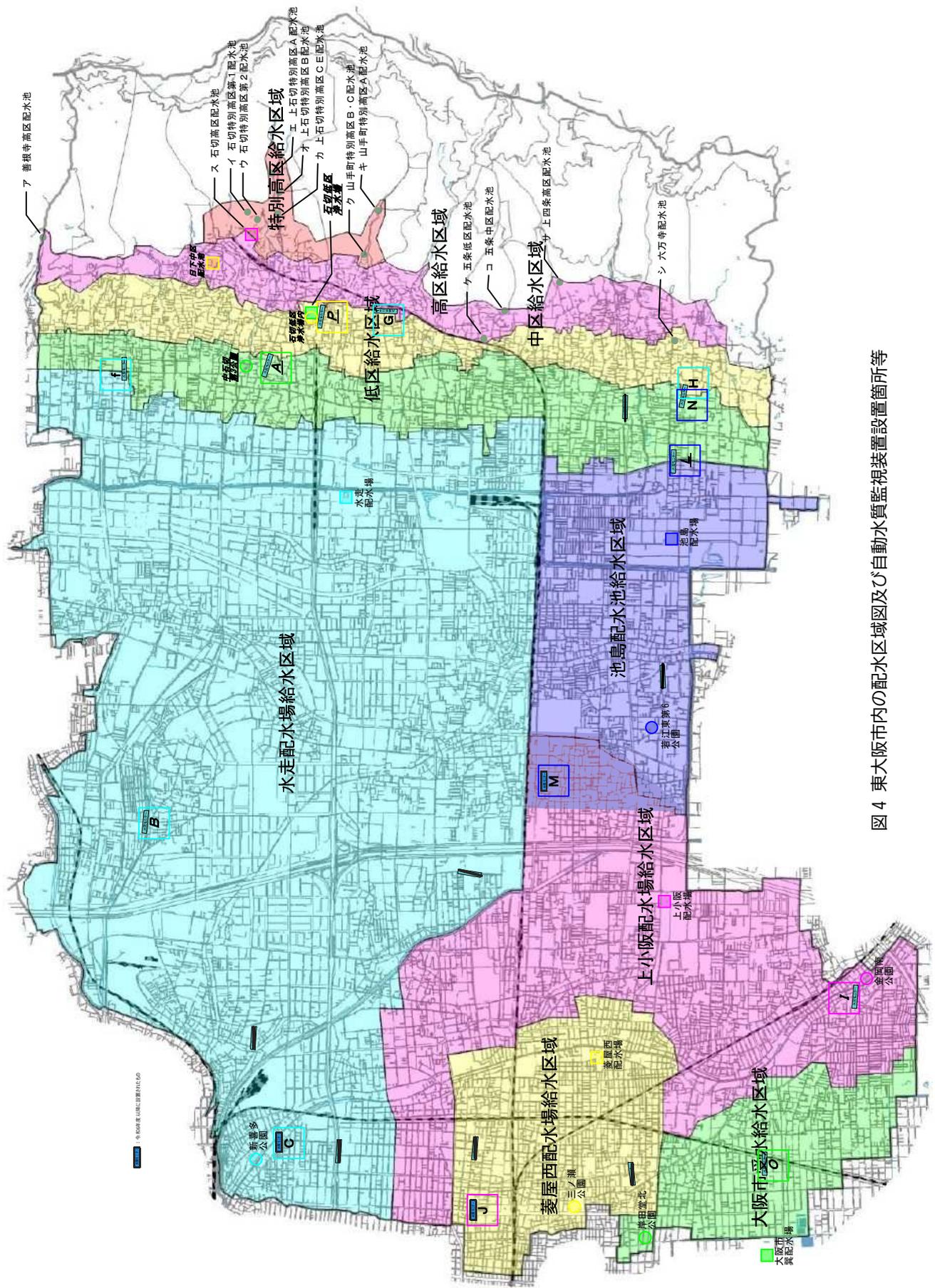


図4 東大阪市内の配水区域図及び自動水質監視装置設置箇所等

(別表) 定期水質検査地点一覧

末端給水栓					
系統	末端給水栓		系統	末端給水栓水	
石切低区浄水場	中石切第3公園		菱屋西配水場	三ノ瀬公園	
水走配水場	新喜多公園		日下中区配水池	石切低区浄水場内	
上小阪配水場	金岡南公園				
自動水質監視装置(水質モニター)					
系統	設置場所	地点	系統	設置場所	地点
石切低区浄水場	石切小学校	A	上小阪配水場	長瀬東小学校	I
水走配水場	成和小学校	B		長堂小学校	J
	森河内小学校	C	菱屋西配水場	(設置なし)	
	孔舎衛小学校	f	池島配水場	国道170号沿線(下六万寺)	L
	枚岡東小学校	G		玉美小学校	M
	くすは縄手南校-六万寺校舎(中区)	H		くすは縄手南校-六万寺校舎(低区)	N
日下中区配水池	石切低区浄水場	P	巽配水場	柏田小学校	O
山間地域配水池					
配水池名		地点	配水池名		地点
善根寺高区配水池		ア	山手町特別高区A配水池		キ
石切特別高区第1配水池		イ	山手町特別高区B・C配水池		ク
石切特別高区第2配水池		ウ	五条低区配水池		ケ
上石切特別高区A配水池		エ	五条中区配水池		コ
上石切特別高区B配水池		オ	上四条高区配水池		サ
上石切特別高区C E配水池		カ	六万寺配水池		シ
			石切高区配水池		ス

※大文字アルファベット(アンダーライン付きは各配水区域の代表箇所)地点の水質モニターで毎日検査
小文字アルファベット地点の水質モニター監視項目は遊離残留塩素のみ

◎検査の項目

水道法第4条及び水質基準に関する省令に基づき、検査が義務付けられる水質基準項目(全52項目)の検査を行います。

また、平成15年の厚生労働省通知(水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について)等により水道水質管理や原水水質監視で留意すべきとされる水質管理目標設定項目のうち23項目、さらにその他省令及び通知により検査が必要と判断し本市が独自に設定するその他項目12項目も検査を実施します。

【水質基準項目】

水道法第4条に基づく水道事業者等に検査義務がある項目。健康関連項目（多く含まれる水を長期的に摂取すると健康に良くないとされるもの）計32項目及び生活支障関連項目（水に多く含まれると味、臭い、見た目に影響を与えるとされるもの）計20項目の合計52項目あります。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令）により水質基準が定められています。

【水質管理目標設定項目】

厚生労働省通知（平成15年局長通知）で示された、検出レベルは高くないが水道水質管理上で注意喚起すべき項目で水質基準項目に準ずる検査が求められる項目。検出状況や毒性等の知見が少なく、評価値（目標値）が暫定である項目もあります。

◎検査の体制

水質基準項目52項目のうち、29項目を自己検査で行い、残りの23項目は市町村水道水質共同検査又は東部三市水道水質共同検査（以下、まとめて「共同検査」という。）で水質検査を行います。本市が検査を実施する水質管理目標設定項目23項目のうち、13項目を自己検査で行い、残りの10項目については、共同検査にて水質検査をします。

【市町村水道水質共同検査】

大阪広域水道企業団（以下：企業団）及び企業団構成市町村（東大阪市も含む）の水道事業者が連携し、構成市町村内の水道水質検査及び水質検査に関する技術力の向上、水質管理強化を目的に企業団と構成市町村が共同で実施する水質検査機関であり、企業団村野浄水場（枚方市）に設置されています。

【東部三市水道水質共同検査】

令和5年度より東部大阪の近隣水道事業者である東大阪市、寝屋川市及び門真市の3市で連携し、安全な水道水質の維持・向上及び水質管理体制の充実を図ります。水質機器の共同使用や相互支援などを行うことで、対応力や迅速性の向上を目的としています。

◎検査の方法

厚生労働省告示「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従い、水質基準項目の水質検査を行います。水質管理目標設定項目及びその他項目は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（別添4水質管理目標設定項目の検査方法）」（通知法）、「上水試験方法」（日本水道協会）などに基づき、水質検査を行います。

◎検査の頻度（検査の回数）

水道法施行規則第 15 条により、月 1 回または年 4 回（おおむね 3 ヶ月に 1 回）以上の末端給水栓における水質検査を行うように定められています。ただし、安全や性状の確認等のため、一部の自己検査項目で検査回数を増やします。なお、水道法施行規則第 15 条で過去 3 年の検査結果により検査回数を省略できると規定されていることから、該当する項目は検査頻度を 3 年に 1 回としますが、自己検査項目については、検査回数を減らすことが可能な場合でも年 1 回の検査を行います。

浄水場・配水場出口及び受水点の送り出し水（浄水）では、末端給水栓に相当する頻度で自己検査項目の水質検査を実施します。湧水は水源監視等を考慮し、各項目（水質基準項目・水質管理目標設定項目・その他項目）を週 1 回～3 年に 1 回（味と一部の消毒副生成物項目を除く）で実施します。ろ過水では一部項目を省略し、年 1 回以上の水質検査を行います。ただし、基礎的な項目は 1 日 1 回または週 1 回の検査を行います。山間地域配水池では、水質管理のため一部項目について定期的に水質検査を実施します。

●定期水質検査に伴う水質試験一覧

	試験名	頻度（回数）	概要
浄・配水施設 末端給水栓	週試験	週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・市が独自に行う水質試験（浄水・末端給水栓水が対象） ・pH 値、味、臭気、色度、濁度などの基礎的項目の試験結果で判定
	原水・ろ過試験	湧水：週 1 回 ろ過水：1 日 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・市が独自に行う水質試験（湧水・ろ過水が対象） ・pH 値、味、臭気、色度、濁度などの基礎的項目の試験結果で判定 ・ろ過水は週 1 回で微生物試験（一般細菌、大腸菌）を実施
	定期水質検査 （月試験）	月 1 回 ※項目によって 月 1 回～3 年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法施行規則第 15 条第 3 号イに基づく検査（湧水・ろ過水、浄水・末端給水栓水が対象） ・週試験に一般細菌、大腸菌及び塩化物イオン、硬度、有機物、重金属、シアン、総トリハロメタン等の消毒副生成物などの機器分析試験を加えた試験結果で判定
山間地域 配水池	山間平常試験	週 1 回 （月 1 回の項目あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が独自に行う検査（山間にある配水池が対象） ・週 1 回（色度、濁度、遊離残留塩素など）と月 1 回（有機物、pH 値、味、臭気など）項目の試験結果で判定
	山間年試験	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・市が独自に行う検査（山間にある配水池が対象） ・山間平常試験に一般細菌、大腸菌、一部金属項目、消毒副生成物などの微生物試験、機器分析試験を加えた試験結果で判定

●水質基準項目(52項目)

分類	番号	項目名	水質基準値	検査体制			法定検査(末端給水栓)				市独自の検査地点				
				自己検査	三市共同検査	市町村共同検査	最高値(令和6年度) 【2024.4~2025.3】	法定頻度	設定頻度	設定理由	湧水	ろ過水	浄水	山間	
病原生物	01	一般細菌	100 集落/mL以下	○			0 集落/mL	月	月	A	月	週	月	年	
	02	大腸菌	検出されないこと	○			不検出	月	月	A	月	週	月	年	
金属	03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	※	○		0.0003 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	○			0.00005 mg/L未満	四	年	B	年	年	年		
	05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	※	○		0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四		
	06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	※	○		0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	※	○		0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四		
	08	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	※	○		0.002 mg/L未満	四	四	A	四	四	四		
無機物質	09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	○			0.004 mg/L未満	四	月	B	月	月	月	年	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下		○	○	0.001 mg/L未満	四	四	A	年				
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	○			1.26 mg/L	四	月	B	月	月	月	年	
一般有機化学物質	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	○			0.14 mg/L	四	月	B	月	月	月	年	
	13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下		○		0.1 mg/L未満	四	四	A	四	四	四		
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	○			0.0002 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	○			0.005 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	○			0.004 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	○			0.002 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○			0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○			0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下			○	0.000011mg/L	四	四	A	年				
	21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	○			0.001 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
	消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	○			0.10 mg/L	月	月	A	月	月	月	年
		23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		○	○	0.002 mg/L未満	四	四	A				
		24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	○			0.011 mg/L	四	四	A	四	四	四	年
25		ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満		○	○	0.004 mg/L	四	四	A					
26		ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	○			0.01 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
27		臭素酸	0.01 mg/L以下		○	○	0.004 mg/L	四	四	A					
28		総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	○			0.020 mg/L	四	四	A	四	四	四	年	
29		トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		○	○	0.003 mg/L未満	四	四	A					
30		ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	○			0.007 mg/L	四	四	A	四	四	四	年	
31		ブロモホルム	0.09 mg/L以下	○			0.009 mg/L未満	四	四	A	四	四	四	年	
32		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下		○	○	0.008 mg/L未満	四	四	A					
着色		33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	※	○		0.1 mg/L未満	四	四	B	四	四	四	
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	※	○		0.03 mg/L	四	月	D	月	月	月	年	
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	※	○		0.08 mg/L	四	月	B	月	月	月	年	
	36	銅及びその化合物	1 mg/L以下	※	○		0.1 mg/L未満	四	四	B	四	四	四		
味	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	○			20.4 mg/L	四	月	B	月	月	月	年	
着色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	※	○		0.005 mg/L未満	四	月	B	月	月	月	年	
味	39	塩化物イオン	200 mg/L以下	○			23.2 mg/L	月	月	A	月	月	月	年	
	40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	○			106.0 mg/L	四	月	E	月	月	月	年	
	41	蒸発残留物	500 mg/L以下	○			211 mg/L	四	月	E	月	月	月	年	
臭気	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下			○	0.02 mg/L未満	四	3	C	年				
	43	ジェオスミン※1	0.00001 mg/L以下			○	0.000001 mg/L未満	月	3	C	年				
発砲	44	2-メチルイソボルネオール※1	0.00001 mg/L以下			○	0.000001 mg/L未満	月	3	C	年				
	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下			○	0.002 mg/L未満	四	3	C	年				
臭気味	46	フェノール類	0.005 mg/L以下		○		0.0005 mg/L未満	四	3	C	年				
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	○			0.9 mg/L	月	月	A	月	月	月	年	
基礎症状	48	pH値	5.8 ~ 8.6	○			7.7	月	週	F	週	平	週	月	
	49	味	異常でないこと	○			異常なし	月	週	F	週	平	週	月	
	50	臭気	異常でないこと	○			異常なし	月	週	F	週	平	週	月	
	51	色度※2	5 度以下	○			1 度未満	月	週	F	週	平	週	週	
	52	濁度※2	2 度以下	○			0.1 度	月	週	F	週	日	週	週	

備考

【検査体制】 自己検査：東大阪市単独で検査 三市共同検査：寝屋川市又は門真市にて検査 市町村共同検査：大阪広域水道企業団にて検査
※自己検査可能な項目であり、一部自己検査しているもの。

【検査頻度】 日：全日で1回/日 平：平日で1回/日 週：1回/週 月：1回/月 四：4回/年 年：1回/年 3：1回/3年
※1 非イオン界面活性剤・2-メチルイソボルネオール：基本は月1回だが、原因藻類発生が少なく、明らかに検査する必要がない期間を除く

※2 色度・濁度：石切高区・菱屋西系末端給水栓では1回/日採水し毎日検査実施

【設定理由】

A：法令に基づく

B：条件1・2より検査回数省略可能だが、安全や性状の確認等のため、回数を増加

C：水源付近に汚染源がなく、条件1、2、3どれかを満たす D：安全や性状の確認等のため、回数を増加

E：条件1を満たすが、原水が湧水であるため、回数を増加 F：基礎的項目で、安全や性状の確認等のため、回数を増加

条件1：過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であり、回数を3年に1回以上にできる

条件2：過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であり、回数を年1回以上にできる

条件3：過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であり、原水等の状況から検査不要な場合に省略可能

●市独自の検査項目（水質管理目標設定項目・その他項目）

水質管理目標設定項目					検査体制				末端給水栓		市独自の検査地点				
分類	独自項目	番号	水質基準項目	水質管理目標値	自己検査	三市共同検査	市町村共同検査	委託検査	自己水系	企業団水	大阪市水	湧水	ろ過水	浄水	山間
金属	独 01	01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下		○			四	四	四	四	四	四	
	独 02	02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(暫定)		○			四	四	四	四	四	四	
	独 03	03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	※	○			四	四	四	四	四	四	年
有機化学物質	独 04	05	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	○				四	四	四	四	四	四	年
	独 05	08	トルエン	0.4 mg/L 以下	○				四	四	四	四	四	四	年
	独 06	09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下			○		四	四	四	三			
消毒副生成物	独 07	13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下(暫定)			○		3						
	独 08	14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下(暫定)			○		3						
農薬	独 09	15	農薬類※1	1 以下※			○					3			
消毒剤	独 10	16	残留塩素	1 mg/L 以下	○				四	四					
基礎性状色	独 11	17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)▲	10~100 mg/L	○				月	月	月	月	月	月	年
	独 12	18	マンガン及びその化合物▲	0.01 mg/L 以下	※	○			月	月	月	月	月	月	年
無機物	独 13	19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	○				月	四	月	月	月	(月)	年
有機化学物質	独 14	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	○				四	四	四	四	四	四	四
	独 15	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L 以下	○				四	四	四	四	四	四	四
	独 16	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	○				週	週	週	週	週	週	週
基礎性状濁度	独 17	24	蒸発残留物▲	30~200 mg/L	○				月	月	月	月	月	月	月
	独 18	25	濁度▲※2	1 度以下	○				週	週	週	日	週	週	週
	独 19	26	pH 値▲	7.5 程度	○				週	週	週	平	週	週	週
	独 20	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上で極力 0 に	○				四	四	四	四	四	四	四
病原生物	独 21	28	従属栄養細菌	2000 集落/mL 以下(暫定)			○		年	年	年	年	年	年	年
有機化学物質	独 22	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	○				四	四	四	四	四	四	四
金属	独 23	30	アルミニウム及びその化合物▲	0.1 mg/L 以下	※	○			月	月	月	月	月	月	月
その他項目					検査体制				末端給水栓		市独自の検査地点				
	独 25	01	気温	設定なし/単位:℃	○				週			週	平	週	週
	独 26	02	水温	設定なし/単位:℃	○				週	週	週	平	週	週	週
	独 27	03	電気伝導率	設定なし/単位:μS/cm	○				週	週	週	平	週	週	月
	独 28	04	総アルカリ度	設定なし/単位:mg/L	○				週	週	週	平	週	月	月
	独 29	05	硫酸イオン	設定なし/単位:mg/L	○				月	月	月	月	月	月	年
	独 30	06	カリウム	設定なし/単位:mg/L	○				月	月	月	月	月	月	年
	独 31	07	アンモニア態窒素	設定なし/単位:mg/L	○							月			
	独 32	08	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌)	設定なし/単位:個/100mL	○							月			
	独 33	09	ジアルジア	設定なし/単位:個/10L				○				四			
	独 34	10	クリプトスポリジウム	検出されないこと				○				四			
	独 35	11	遊離残留塩素※3	0.1 mg/L 以上	○				週	週		日	週	週	週
	独 37	13	要検討 PFAS	設定なし/単位:mg/L				○	年	年	年	年			
<p>備考</p> <p>【検査体制】自己検査：東大阪市単独で検査 三市共同検査：寝屋川市又は門真市にて検査 市町村共同検査：大阪広域水道企業団にて検査 ※自己検査可能な項目であり、一部自己検査しているもの。 委託検査：地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所へ検査委託</p> <p>【検査頻度】日：全日で1回/日 平：平日で1回/日 週：1回/週 月：1回/月 四：4回/年 年：1回/年 3：1回/3年</p> <p>【検査項目】 ▲：水質基準項目と重複する項目 ※1 農薬類：殺虫剤・除草剤等に使用されるリスト掲載農薬 115 項目が対象。各項目については、表 7 に記載 目標値は総農薬方式（項目ごとの検出値と目標値の比（検出値/目標値）の和）で評価</p> <p>【検査頻度】 (月)：自己水系統（石切低区浄水場）は 1 回/月、その他の系統は 4 回/年 ※2 濁度：菱屋西系末端給水栓では 1 回/日採水し毎日検査実施 ※3 遊離残留塩素：菱屋西系末端給水栓では 1 回/日採水し毎日検査実施</p>															

●農薬類（目標 15）（対象農薬リスト掲載農薬類）

番号	項目名	目標値 (mg/L)	番号	項目名	目標値 (mg/L)
001	1,3-ジクロロプロペン(D-D) ※3	0.06	058	チウラム	0.02
002	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	059	チオジカルブ	0.08
003	2,4-D(2,4-PA)	0.02	060	チオファネートメチル	0.3
004	EPN	0.004	061	チオベンカルブ	0.02
005	MCPA	0.005	062	テフリルトリオン	0.002
006	アシュラム	0.9	063	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
007	アセフェート	0.006	064	トリクロピル	0.006
008	アトラジン	0.01	065	トリクロルホン(DEP)	0.005
009	アニコホス	0.003	066	トリシクラゾール	0.1
010	アミトラズ	0.006	067	トリフルラリン	0.06
011	アラクロール	0.03	068	ナプロバミド	0.03
012	イソキサチオン	0.005	069	パラコート	0.01
013	イソフェンホス	0.001	070	ビペロホス	0.0009
014	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	071	ビラクロニル	0.01
015	イソプロチオラン(IPT)	0.3	072	ピラゾキシフェン	0.004
016	イプフェンカルバゾン ※1	0.002	073	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
017	イプロベンホス(IBP)	0.09	074	ピリダフェンチオン	0.002
018	イミノクタジン	0.006	075	ピリプチカルブ	0.02
019	インダノファン	0.009	076	ピロキロン	0.05
020	エスプロカルブ	0.03	077	フィプロニル	0.0005
021	エトフェンプロックス	0.08	078	フェントロチオン(MEP)	0.01
022	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	079	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
023	オキサジクロメホン	0.02	080	フェリムゾン	0.05
024	オキシ銅(有機銅)	0.03	081	フェンチオン(MPP)	0.006
025	オリサストロビン	0.1	082	フェントエート(PAP)	0.007
026	カズサホス	0.0006	083	フェントラザミド	0.01
027	カフェンストロール	0.008	084	フサライド	0.1
028	カルタップ ※4	0.05	085	ブタクロール	0.03
029	カルバリル(NAC)	0.02	086	ブタミホス	0.02
030	カルボフラン	0.0003	087	ブプロフェジン	0.02
031	キノクラミン(ACN)	0.005	088	フルアジナム	0.03
032	キャプタン	0.3	089	プレチラクロール	0.05
033	クミロン	0.03	090	プロシミドン	0.09
034	グリホサート	2	091	プロチオホス	0.007
035	グルホシネート	0.02	092	プロピコナゾール	0.05
036	クロメプロップ	0.02	093	プロピザミド	0.05
037	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	094	プロベナゾール	0.03
038	クロルピリホス	0.003	095	プロモブチド	0.1
039	クロロタロニル(TPN)	0.05	096	ベノミル	0.02
040	シアナジン	0.001	097	ベンシクロン	0.1
041	シアノホス(CYAP)	0.003	098	ベンゾビシクロン	0.09
042	ジウロン(DCMU)	0.02	099	ベンゾフェナップ	0.005
043	ジクロベニル(DBN)	0.03	100	ベンタゾン	0.2
044	ジクロルボス(DDVP)	0.008	101	ベンディメタリン	0.3
045	ジクワット	0.01	102	ベンフラカルブ	0.02
046	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01
047	ジチオカルバメート系農薬	0.005	104	ベンフレセート	0.07
048	ジチオピル	0.009	105	ホスチアゼート ※2	0.005
049	シハロホップブチル	0.006	106	馬拉チオン(馬拉ソソ)	0.7
050	シマジン(CAT)	0.003	107	メコプロップ(MCPP)	0.05
051	ジメタメトリン	0.02	108	メソミル	0.03
052	ジメトエート	0.05	109	メタラキシル	0.2
053	シメトリン	0.03	110	メチダチオン(DMTP)	0.004
054	ダイアジノン	0.003	111	メトミノストロビン	0.04
055	ダイムロン	0.8	112	メトリブジン	0.03
056	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01	113	メフェナセート	0.02
			114	メプロニル	0.1
			115	モリネート	0.005
057	チアジニル	0.1			

※1 令和4年度より要検討農薬類から対象農薬リスト掲載農薬類へ移行

※2 令和4年度より目標値を 0.003mg/L→0.005mg/Lへ改正

※3 令和8年度より目標値を 0.05mg/L→0.06mg/Lへ改正

※4 令和8年度より目標値を 0.08mg/L→0.05mg/Lへ改正

●3年に1回実施する項目の検査実施計画一覧（末端給水栓水等）

配水系統	石切低区 (湧水及び末端給水栓水)	水走	上小阪	菱屋西	池島	巽	日下
2026年度 (令和8年度)				●	●		
2027年度 (令和9年度)						●	●
2028年度 (令和10年度)	●	●	●				

4 その他

【 1 】 臨時の水質検査

供給される水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を原水・ろ過水・浄水・給水栓水等について実施します。

◆臨時検査の要件

- ・水源に異常が発生した場合
- ・水源付近、給水区域等で消化器系感染症が流行している場合
- ・浄水処理に異常が発生した場合
- ・水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- ・その他特に必要があると認められる場合

◆検査方法

原則として自己検査を行いますが、自己検査が出来ない項目については、共同検査で検査を行います。

◆検査実施項目と検査実施頻度

基礎的な項目に加え、異常要因等の状況に応じて必要と判断した項目を追加するとともに、各項目の検査実施頻度を決めます。

【 2 】 水質検査の精度と信頼性の保証

厚生労働省告示「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に基づき作成した標準作業手順書（SOP）に従い、水質検査をします。精密機器で測定及び分析する項目は、原則として水質基準値及び管理目標値の1/10の値の定量下限値が得られ、水質基準値及び管理目標値の1/10付近の濃度測定において、変動係数が有機物質の場合で20%以下、無機物質の場合で10%以下になる測定精度を確保します。

また、環境省や大阪府、大阪広域水道企業団が実施する水道水質外部精度管理に積極的に参加して、水質検査の信頼性保証の確保に努めます。

【 3 】 水道水の水質対策及び水質管理上の課題

原水（湧水）において水質管理上留意しなければならない項目として地質由来による金属元素であるウランとクリプトスポリジウムがあります。ウラン対策のため、石切低区浄水場で酸添加によるpH調整及びPAC（ポリ塩化アルミニウム）添加による凝集沈殿処理を行い、クリプトスポリジウム対策として、凝集沈殿処理したろ過水を濁度 0.1 度以下に保持し、クリプトスポリジウム検査及びその指標菌の検査も行い、貴重な原水である湧水の監視を続けています。

なお、消毒剤として使用される次亜塩素酸ナトリウムに起因して生成する塩素酸も水道水質管理上で留意すべき項目です。次亜塩素酸ナトリウムを適切に保管・運用することで、塩素酸濃度が上昇しないよう水質を監視しています。

【 4 】 関係機関との連携

アクアネット大阪を利用して、大阪府や大阪広域水道企業団、関係市町村水道事業体等との緊密な情報交換を図ります。また、東部大阪水道協議会を構成する9市（枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市）の水質担当者による定期的な会議を開催し、近隣市との連携を図ります。

最近の人口減少や節水等による水道水の使用量減少で、水道事業財政は厳しくなっていますが、施設の更新や水質検査に高い品質管理が求められているため、当市は関係機関との連携強化、特に近隣市との水質検査の連携強化が必須と考えています。近隣市との定期水質検査、機器故障等に伴う臨時検査など、相互支援可能な検査体制及び検査精度の維持向上を目指します。

※ アクアネット大阪

企業団・市町村水道情報交換システムの愛称で、企業団と府下市町村の情報交換を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定送水を目指した水のネットワークです。



水走配水場内にある水質試験棟